

B-6 浜松市に対する意見

意見書 No	内 容
1	産業廃棄物最終処分場、産業廃棄物破碎処理施設並びに汚染土壌処理施設等の事業計画書が業者から提示される前段階として、業者は事前協議書を浜松市に提出される前段階として、業者は事前協議書を浜松市に提出、浜松市はこれに対する指示書を交付、これを踏まえての事業計画書が業者から提出されるとの過程を経ることが規定されているが、その計画書を詳細に読み取り、生活環境保全の見地から、問題がないかどうかを検討するに当たって、その事前協議書と指示書が必要と考えるものです。そこで、今回、㈱ミダックから提出され、告示された施設に関る、事前協議書と浜松市からの指示書を開示戴きたい。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
2-2	市当局はこう言った内容をすべて知っての上で計画書の受理を行ったのか、回答をお願いします。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
7-2	浜松市は許可申請に入った段階で立地に関し権威筋に依頼して精査する、と言うが本当にそうか伺いたい。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
8	建設予定地に活断層帯があるということを説明会で聞いた後に中日新聞(11/18)に「安全対策断層帯を念頭に」という記事が載りました。県内では活断層被害を考慮した規制はないようですが、公共施設ではないとはいえ、廃棄物処理施設、汚染土壌処理施設と言う決して安全とはいえない施設であるので、(市でも)今一度検討していただきたいです。 一般廃棄物の処分も協議していくということですが、この点について(市として)課題として取り上げてもらいたいです。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
37	市ももっと情報を書面にして各自治会に配布してください。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
47-1	生活環境の施設等の処理義務は当然のことですが、永い年月の間に問題が発生した場合、浜松市で処置してくれますか。

	本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
73-7	会社が倒産した場合の処理は。市で責任を持つか。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
94	①我々住民としては50年、100年後の環境への影響を最も心配している。 説明会では事業者の責任とされ、埋立完了後10年程度で管理も終了するとのこと。 説明会では市は責任のがれをしている様に映ったが、将来環境問題が発生した場合には行政は何をするのか明確にしてほしい。 ②問題点が払拭されたとしても、このような施設を受入れる地域に対して行政からどのような見返りの利益が提供されるのかもはっきり示してほしい。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
107-8	浜松市環境部が説明会に出席していたがどういう立場で出席していたのか？ 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
107-10	有害物質が流出する可能性がある最終処分場を河川に最上流部に計画することは、常識からして間違っています、浜松市はこの点について指導をしないのか？ 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。
108	伊賀上野の「木津川上流の里山を守った吉田みさを氏」の著書「おとちゃん見ててな」「おかちゃんおおきに」にあるように、産廃施設を造った企業が、倒産した例もある。 仮にはあるが企業が倒産するようなことがあったら、浜松市が責任を負う事になるのか。 またその覚悟はあるのか。 有害な汚水が流出するようになったら、一企業では対応出来なくなる。 最後には、自治体(浜松市)が処理を背負うことになる。 本御意見については、浜松市への御意見と思慮致します。